第十八条第六項及び第十九条	団地管理対象物
共用部分	団地建物所有者
第二十五条	団地建物所有者
区分所有者	団地管理対象物
第二十六条第一項	団地建物所有者
共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設（次項において「共用部分等」という。）	団地管理対象物
第二十六条第二項	団地建物所有者
共用部分等	団地管理対象物
区分所有者	団地建物所有者
第二十六条第四項及び第五項	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第二十九条第一項	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第十四条に定める	土地等（これらに関する権利を含む。）の持分の価格の
第二十九条第一項ただし書	団地建物所有者
建物並びにその敷地及び附属施設	団地管理対象物
第二十九条第二項	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第三十条第一項	団地建物所有者
建物又はその敷地若しくは附属施設	土地等又は第六十八条第一項各号に掲げる物
区分所有者	団地建物所有者
第三十条第三項	団地建物所有者
専有部分若しくは共用部分又は建物の敷地若しくは附属施設（建物の敷地又は附属施設に関する権利を含む。）	建物若しくは専有部分若しくは土地等（土地等に関する権利を含む。）又は第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地若しくは附属施設（これらに関する権利を含む。）若しくは同項第二号に掲げる建物の共用部分
区分所有者	団地建物所有者
第三十条第四項、第三十一条第一項及び第三十三条第一項ただし書	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第三十三条第四項	団地内
建物内	団地建物所有者
第三十四条第三項から第五項まで及び第三十五条第一項	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者

第三十五条第二項	建物又は専有部分
専有部分	団地建物所有者
第三十五条第三項	建物又は専有部分
区分所有者	団地建物所有者
専有部分	建物又は専有部分
第三十五条第四項	団地内
建物内	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第三十六条	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第三十八条	土地等（これらに関する権利を含む。）の持分の価格の
第十四条に定める	団地建物所有者を
第三十八条の二第一項	当該団地建物所有者
区分所有者を	所在等不明団地建物所有者
当該区分所有者	の団地建物所有者
所在等不明区分所有者	一般団地建物所有者
の区分所有者	所在等不明団地建物所有者
一般区分所有者	土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。以下この項において同じ。）の共有者である団地建物所有者の所有に係る団地内の建物が
所在等不明区分所有者	土地又は附属施設について開かれる
建物が	当該建物の附属施設（これに関する権利を含む。）の共有持分を有する者が開く
建物に係る敷地利用権を有する者又は	一般団地建物所有者
第三十八条の二第二項	団地内
第三十八条の二第三項	団地建物所有者
一般区分所有者	建物又は専有部分
第三十八条の二第三項ただし書	団地建物所有者
建物内	
第三十九条	
区分所有者	
第四十条	
専有部分	
第四十一条並びに第四十二条第三項及び第四項	
区分所有者	